

明治学院大学における研究活動上の不正の防止対応に関する規程

2022年10月21日 常務理事会承認

2024年 3月15日 常務理事会承認

2024年 7月19日 常務理事会承認

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、明治学院大学における研究活動上の不正行為および不正使用（以下、「不正」という。）の防止ならびに不正が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

イ 故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用、二重投稿または不適切なオーサiership

1) 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること

2) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

3) 盗用とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

4) 二重投稿とは、原著性が要求される場合において、他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為

5) 不適切なオーサiershipとは、論文著作者が適正に公表されないこと

ロ イ以外の研究活動上の不適切な行為であって、明治学院大学研究活動行動規範および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(2) 研究活動上の不正使用 故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用または交付および配分の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用

(3) 研究者等 明治学院大学に雇用・任用されている者および明治学院大学の施設や設備を利用している者のうち、研究活動に従事している者または携わる者（大学院生を含む）

(4) 部局 各学部（教養教育センターを含む）、各研究科、キリスト教研究所、国際平和研究所、情報科学融合領域センターおよび大学事務局

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、「明治学院大学研究倫理基準」第4条に定める研究倫理教育およびコンプライアンス教育を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を公表後10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、研究倫理およびコンプライアンス意識の向上、研究活動上の不正の防止等に関し、本学を統括し最終責任を負う者で、学長とする。

2 最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じるものとする。

（統括管理責任者）

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究倫理およびコンプライアンス意識の向上、研究活動上の不正の防止等に関し、本学を統括する実質的な責任と権限を有する者で、研究担当副学長とする。

2 統括管理責任者は、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じるものとする。

（研究倫理教育責任者）

第6条 研究倫理教育責任者は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者で、第2条第1項第4号に定める部局の長を充てるものとする。

2 研究倫理教育責任者は、所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

（コンプライアンス推進責任者）

第7条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、第2条第1項第4号に定める部局の長をもって充てる。その任務は、次の各号に定める。

（1）自己の管理監督または指導する部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

（2）不正防止を図るため、自己の管理監督または指導する部局の研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。また、定期的に啓発活動を実施する。

（3）自己の管理監督または指導する部局において、すべての構成員が、適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

第3章 告発の受付

（告発の受付窓口）

第8条 告発または相談への迅速かつ適切な対応を行うため、総務部に研究不正申立窓口（以下、「告発窓口」という。）を置くものとし、個人情報等を保護するため責任者を総務部長とする。

（告発の受付体制）

第9条 研究活動上の不正の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話または面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、統括管理責任者にその内容を通知するものとする。

5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

6 新聞等の報道機関、会計検査院等の外部機関、研究者コミュニティまたはインターネット等により、不正の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、最高管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

第10条 研究活動上の不正の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正が行われようとしている、または研究活動上の不正を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

第11条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者および被告発者の秘密の遵守その他告発者および被告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時および事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第12条 本規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容および調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者および被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者および被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者またはその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者または関係者に連絡または通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者および関係者等の人権、名誉およびプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第13条 最高管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属するすべての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、「学校法人明治学院就業規則」、「明治学院大学大学院学生の懲戒に関する規程」その他関係諸規則に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第14条 本学に所属するすべての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、「学校法人明治学院就業規則」、「明治学院大学大学院学生の懲戒に関する規程」その他関係諸規則に従って、その者に対して処分を課することができる。

- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（悪意に基づく告発）

第15条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるためまたは被告発者の研究を妨害するため等、被告発者に何らかの不利益を与えることまたは被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。ただし、公的資金（競争的資金等、私学助成等の基盤的研究費、その他省庁の予算の配分または措置）による不正でない場合は報告を行わない。

第5章 事案の調査

（予備調査の実施）

第16条 第9条に基づく告発があった場合または本学がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、最高管理責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名以上の委員によって構成するものとし、最高管理責任者が公正研究委員会の委員より指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めたり関係者のヒアリングを行ったりすることができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査の方法）

第17条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯および事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

（本調査の決定等）

第18条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日または予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを決定する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者および被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関または関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関および関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。ただし、公的資金（競争的資金等、私学助成等の基盤的研究費、その他省庁の予算の配分または措置）による不正でない場合は報告を行わない。
- 6 本調査の実施に際して、公的研究費による研究活動上の不正使用が疑われる場合は、最高管理責任者は、調査方針、調査対象および方法等について配分機関に報告し協議するものとする。

（調査委員会の設置）

第19条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

2 調査委員会委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。また、すべての調査委員は、告発者および被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会委員は、次の各号に掲げる者により構成し、統括管理責任者を委員長とする。

（1）統括管理責任者

（2）本学教職員のうち学長が指名した者 若干名

（3）研究分野の知見を有する者 若干名

（4）法律の知識を有する外部有識者 若干名

4 前項第1号の委員が告発者および被告発者と直接の利害関係を有する者であると最高管理責任者が判断した場合、最高管理責任者は、当該委員に替えて他の副学長から委員を指名する。

（本調査の通知）

第20条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名および所属を告発者および被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者または被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者および被告発者に通知する。

（本調査の実施）

第21条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者および被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他関係資料の精査および関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。なお、調査委員会が必要があると認めたときは、被告発者を補佐する者の同席を許可することができる。

5 調査委員会は、研究活動上の不正行為が疑われる場合は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会ならびに機器の使用等を保障するものとする。

6 告発者、被告発者およびその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

（本調査の対象）

第22条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

（証拠の保全）

第23条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

（本調査の中間報告）

第24条 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした資金配分機関または関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関および関係省庁に提出するものとする。ただし、公的資金（競争的資金等、私学助成等の基盤的研究費、その他省庁の予算の配分または措置）による不正でない場合は報告を行わない。

（調査における研究または技術上の情報の保護）

第25条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第26条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法および手続にのっとって行われたこと、ならびに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第21条第5項の定める保障を与えなければならない。

第6章 不正の認定

（認定の手続）

第27条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正が行われたか否か、不正と認定された場合はその内容および悪質性、不正に関与した者とその関与の度合、不正と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割、不正使用の相当額、その他必要な事項を認定する。ただし、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由および認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

2 調査委員会は、不正が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

3 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。なお、調査委員会が必要があると認めたときは、告発者は補助者を立ち会わせることができる。

4 調査委員会は、第1項および第2項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

（認定の方法）

第28条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明およびその他の証拠によって、不正であるとの疑いを覆すことができないときは、不正と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬および関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

（調査結果の通知および報告）

第29条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む。）を告発者、被告発者および被告発者以外で研究活動上の不正に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告するものとする。ただし、公的資金（競争的資金等、私学助成等の基盤的研究費、その他省庁の予算の配分または措置）による不正でない場合は報告を行わない。

- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

（不服申立て）

第30条 研究活動上の不正が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第19条第2項および第3項に準じて指名するとともに、第20条各号に準じた手続を行う。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関および関係省庁に通知する。不服申立ての却下または再調査開始の決定をしたときも同様とする。ただし、公的資金（競争的資金等、私学助成等の基盤的研究費、その他省庁の予算の配分または措置）による不正でない場合は報告を行わない。

（再調査）

第31条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由および決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、第2項または第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者および被告発者以外で研究活動上の不正に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者および被告発者以外で研究活動上の不正に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告する。ただし公的資金（競争的資金等、私学助成等の基盤的研究費、その他省庁の予算の配分または措置）による不正でない場合は報告を行わない。

（調査結果の公表）

第32条 最高管理責任者は、研究活動上の不正が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順、不正使用の相当額等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 研究活動上の不正が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合または論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置および処分

（本調査中における一時的措置）

第33条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 最高管理責任者は、資金配分機関または関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

（研究費の使用中止）

第34条 最高管理責任者は、研究活動上の不正に関与したと認定された者、研究活動上の不正が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者および研究費の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

（論文等の取下げ等の勧告）

第35条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正と認定された論文等の取下げ、訂正またはその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

（措置の解除等）

第36条 最高管理責任者は、研究活動上の不正が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後または不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じるものとする。

（処分）

第37条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正が行われたものと認定された場合は、被認定者に対して、法令および「学校法人明治学院就業規則」、「明治学院大学大学院学生の懲戒に関する規程」その他関係諸規則に従って、処分を課すものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。ただし、公的資金（競争的資金等、私学助成等の基盤的研究費、その他省庁の予算の配分または措置）による不正でない場合は報告を行わない。

（是正措置等）

第38条 本調査の結果、研究活動上の不正が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

- 2 最高管理責任者は、関係する部局責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
- 3 最高管理責任者は、第1項および第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関および関係省庁に対して報告するものとする。ただし、公的資金（競争的資金等、私学助成等の基盤的研究費、その他省庁の予算の配分または措置）による不正でない場合は報告を行わない。

第8章 雑則

（事務局）

第39条 この規程に関する事務は、総務部研究支援課が担当する。

（規程の改廃）

第40条 この規程の改廃は、大学評議会および常務理事会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この規程は、2022年8月1日から施行する。本規程の施行をもって「明治学院大学公的研究費等における不正行為に関する取扱規程」を廃止する。
- 2 この規程は、2024年4月1日から施行する。（第2条第4号の変更）
- 3 この規程は、2024年9月21日から施行する。（第2条第1号および第3号、第13条第3項、第14条第2項、第37条第1項の変更）